

国の高等学校等就学支援金受給申請手続きに関するお知らせ (令和元年 7 月以降分)

令和元年 7 月以降分について就学支援金の申請書類を受け付けしますので、下記をお読みいただき、関係書類の提出をお願い致します。

埼玉県の父母負担軽減事業補助金の申請案内は準備ができ次第のご案内となります。この就学支援金申請とは別申請となりますのでご注意ください。

記

1. 申請対象期間

令和元年 7 月分 ～ 令和 2 年 6 月分 (12 ヶ月)

※3 学年については令和 2 年 3 月分までとなります。

2. 変更点

課税証明書からマイナンバーに変更となりました。

就学支援金を受け取るには、保護者（親権者）全員の個人番号カード・通知カードの写しの

提出が必要となります。個人番号カード・通知カードの写しが提出できない場合は個人番号が記載された住民票を提出してください。

3. 支給基準

保護者（親権者）の「所得割額」を合算した金額が以下の基準に該当する方に支給されます。

市町村民税・県民税所得割額 (保護者合算)	所得の目安 (保護者合算/参考)	加算倍率	就学支援金月額
507,000 円以上	年収 910 万円以上程度	所得制限	支給なし
～507,000 円未満	年収 590～910 万円程度	—	9,900 円
～257,500 円未満	年収 350～590 万円程度	1.5 倍	14,850 円
～ 85,500 円未満	年収 250～350 万円程度	2 倍	19,800 円
0 円 (非課税)	年収 250 万円未満程度	2.5 倍	24,750 円

4. 提出書類

- ① **個人番号カード（写）等貼付台紙** 保護者（親権者）全員の「**個人番号カード・通知カードの写し**」【**全員提出**】
 ※個人番号カード、通知カードの写しが提出できない場合は個人番号と保護者等のみが記載されている住民票を提出してください
- ② **就学支援金収入状況届出書**（様式第 1 号その 1）※両面記入が必要です【**全員提出**】
- ③ **高等学校就学支援金 意向確認書**（収入状況届出関係）【**全員提出**】

※マイナンバーを一度提出すれば、在学期間中は再度の提出は不要です。

5. 提出期限

令和 元年 6 月 3 日（月）までにクラス担任へ提出してください。

受付時間 月～土 8:30～17:00 問合せ先 049-281-0221（山村国際高等学校 事務室）

《注意事項等》

- ・提出が遅れますと支給開始月が遅れますのでご注意ください。また遡及ができません。
- ・支給された就学支援金は授業料等振替口座に県の授業料軽減と合算して振込みます。（3 月予定）